

学校いじめ防止基本方針

学校名（福知山市立大正小 学校）

1 学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ問題への学校の基本的な考え

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

いじめは児童の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼし、不登校・自殺等を引き起こす原因となる重大な問題である。また、いじめはどの子どもにもどの学校においても起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。

いじめ防止のため、校内に校長を長とするいじめ防止対策推進本部を常設し、児童が安心・安全に過ごすことのできるいじめのない学校づくりを行うとともに、外部機関との連携による開かれた学校づくりを行う。いじめ問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応チームを組織し、迅速で的確な対応を行うことで、いじめの早期解決を図る。

教職員は「いじめは人間として絶対に許されない。」という強い認識を持ち、児童一人一人に指導を徹底する。同時に、児童一人一人が大切にされているという実感を持たせるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自身を身に付けることができる学校づくりに取り組む。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。そのために、以下の点を旨として、いじめの防止等の対策を行う。

ア 学校・家庭・地域が総がかりで一人一人の子どもたちの命を守る。

- ・ いじめを絶対に許さない学級・学校の風土づくりの推進
- ・ いじめの未然防止に向けた学級経営、授業経営等、日常的な活動・取組の充実と推進
- ・ 課題の共有化をもとにした家庭・地域との連携・協働の推進

イ いじめの早期発見、並びに適切で組織的な対応の推進に努める。

- ・ 校長をいじめ防止対策の責任者とし、「いじめ防止対策委員会」を核とした組織体制の構築
- ・ いじめ問題への認識を深め、児童の心に寄り添い、いじめの早期発見・早期対応に努めるための研修の充実
- ・ アンケートや情報交流会をもとにした児童の状況把握と速やかな対応の徹底

ウ 関係機関との連携促進を図る。

- ・ 学校いじめ問題対策協議会をもとにした実効的ないじめ問題の解決促進
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等、いじめ防止のための専門性を有する者との連携の充実

(2) いじめ問題防止に向けた組織体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ防止対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報の共有や共通理解を図り、一致団結して対応する体制で臨む。
- ・ いじめ発生時は、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応し、事実関係の把握等を行い、いじめであるか否かの判断並びに児童への指導・支援、保護者連携等の対応を図る。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」の構成員を、当該児童の担任と以下のメンバーとする。

氏 名	校務分掌	任 務 内 容
勝村 輝幸	校長	本部長
入矢 完	教頭	副本部長
田和 浩	教務主任	情報の統括、指導方針の検討
藤原 圭	指導部長	情報の統括、指導方針の決定、児童への指導
森山ひろみ	養護教諭、教育相談部長	教育相談による児童への支援やその状態の把握
谷岡 佑亮	保健主事	教育相談による児童への支援やその状態の把握
畑田 裕貴	人権教育部長	児童の人権感覚を育てる取組の企画
澤 翔大	特別支援教育部長 総合コーディネーター	特別支援を必要とする児童への手立ての検討
犬飼紗奈 谷岡佑亮 足立幸和 畑中愼一郎 西真衣子 一ノ瀬光平 杉本淳子	学年主任	各学年の状況把握や情報の伝播

2 いじめの早期発見・早期対応に向けて

(1) いじめの防止・早期発見・対応等について

「基本的な考え」で示したように教職員は「いじめは人間として絶対に許されない。」ことや「いじめられている児童には学校が徹底して守り通す。」ことを日頃から言葉や態度で示す。その中では傍観することもいじめ同様許されないことや、大人に相談することは正しい行為だという認識を児童に持たせる。

いじめは、大人の目のつきにくい場所や時間に行われ、遊びやふざけ合いが発展する等、大人が容易に気付きにくく、判断しにくくなる特徴を十分認識するとともに、冷やかしか悪ふざけが深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する。

いじめの未然防止や早期発見に努めるために、まず、日々の生活の中で児童・保護者との信頼関係を築き、児童が包み込まれているという感覚を実感できるようにする。併せて、児童が発するサインを見逃さないよう普段から児童の様子に気を配ることにも留意する。さらに、定期的にアンケート調査や面談を行うことも並行して実施する。

また、教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。児童自らが自主的にいじめ問題について考え、議論すること等、いじめの防止に資する活動に取り組むことを大切にしたい。

いじめ問題が発生した場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」へ報告し、組織的な対応につなげる。被害者を守ることを最大限尊重し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導し、再発防止につなげる。けんかやふざけ合いでも背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また被害児童や保護者の気持ちをしっかり受け止め、親身になって話を聞く等、組織で丁寧な対応を図る。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的知識を有する者等の協力を得て、対応に当たる。

いじめの解決後も継続して（3ヶ月間を目安に）十分な注意を払い、折りに触れて、必要な支援を行う。いじめに係る行為が止んでいるかどうかの判断は、いじめられた児童・保護者への面談等で確認する。またいじめ解消に至るまで、支援を継続するための対応プランを策定する。

ネット上のいじめについても注意を払い、不適切な書き込み等については、教育委員会が委託する業者や警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。また学校における情報モラル教育の徹底を図るとともに、児童会・PTAで制定した「大正パーフェクトネット宣言」をもとに、ルールやマナーを守ることの徹底、情報提供や啓発に積極的に努める。

(2) 組織的ないじめ対応体制（学校対応フロー） いじめを発見、通報を受けての対応マニュアル

別紙

3 学校内 いじめ問題への対処

(1) 学校いじめ問題対策協議会 ※ 校長の求めに応じて、校長、PTA会長、学校評議員、SC、民生児童委員等で構成

氏 名	役 職
中村 公一	PTA会長
菅沼 康人	学校運営協議会委員
高橋 久美子	学校運営協議会委員
未定	学校運営協議会委員
大西 靖彦	大正公民館長（学校運営協議会委員兼任）
芦田 直也	主任児童委員（学校運営協議会委員兼任）
一谷 紘永	スクールカウンセラー
	その他、必要に応じて教育有識者に依頼

4 いじめ問題の解決に向けた具体的方策

	令和５年度 取組内容	令和５年度 成果と課題	令和６年度 具体的方策
全ての児童生徒等の活動等	・学級での定番や係活動、委員会活動等で、学級・学校をよりよくするために、リーダーの下に一人一人が責任を持って活動できるようにした。 ・運動会や遊びなど、可能な範囲で異年齢活動を行い、6年のリーダーを中心に児童が相互に関わり合うことで、お互いを大切にしようとする心情を育てた。 ・道徳は校内研修を行い、自分も他者も大切にすることを育む指導について全教職員で考えた。	・委員会活動では、児童が主体性を発揮できるよう計画し、担当の教師がサポートすることで、学校を良くする取組（先取りあいさつ運動やベル着・ベル準等）を児童中心に実施できた。 ・異年齢活動では、優しく関わる姿が多く見られた。異年齢間でコミュニケーションが増えたり、お互いを大切にした言葉かけができた。 ・人権学習では、偏見が差別に結ぶ付くことを実感することができた。	・委員会活動での児童の自主性の育成 ・異年齢活動の充実 ・道徳教育の充実 ・道徳の授業公開 ・メディアリテラシー教育の実践
いじめ防止の状況	・児童朝礼、学校朝礼等で、人権を大切にする呼びかけを行い、児童の人権意識の高揚を図った。 ・児童会目標に沿って各委員会が取組を設定し、よりよい学校生活を送ることができるように取り組ませた。 ・学校独自のアンケートを実施し、実態把握に努めた。	・全校での呼びかけや各教室での指導を行っているものの、いじめアンケートや日々の指導の中で、いじめは発生している状況にある。今後も継続的に呼びかけ・指導を続ける。 ・「大正っ子いじめま宣言」を全校に周知し、いじめを生まない雰囲気を全校で共有した。保護者や地域にも、より広報を行い、いじめ防止に向けて啓発を促したい。	・生徒指導の三機能（自己決定、自己存在感、共感的人間関係）を意識した学級経営や行事運営を行う。学級経営を学期ごとに振り返る。 ・児童相互のつながりを強める集団づくり ・委員会活動の充実
早期発見に向けた調査等	・「心とくらしのアンケート」（6月）、「いじめアンケート」（7月、11月、2月）を行い、児童の実態把握に努めた。アンケートに書くだけでなく、全校児童が担任と面談を行ったり、特に気になる児童については、学年主任や担当部長に報告した上、継続的に声かけや経過観察を行った。	・アンケートをもとに児童の実態を把握し、認知したいじめについては指導を行い、全件解決に至った。 ・個別面談を行うことにより、担任が児童と1対1で話す時間を保障し、児童理解に努められた。また困り感を共有し、解決につなげられた。 ・アンケートの結果や普段の様子で気になる児童については、指導部会等で全教職員で情報を共有し、経過観察を行った。	・各種アンケート、個人面談の実施 ・日常からの児童への声かけ、信頼関係の構築 ・職員間の情報共有（一人の児童をみんなでみる。）
教職員への研修等	・生徒指導に関わる内容の校内研修を複数回行った。その中で、いじめの捉え方やいじめへの対応方法等を研修した。学級経営の視点についても研修を行った。 ・人権教育については地域の人権講座に参加し、教職員の人権感覚の涵養に努めた。 ・人権教育の考え方や人権学習の指導について複数回の研修を行い、教職員の人権感覚を高めるとともに、児童の人権感覚の醸成について検討した。	・生徒指導研修でいじめの意義理解や対応の仕方を共通理解することで、いじめは絶対に許さないことや全職員で対応することを確認できた。いじめに関する事象は減少した。 ・人権教育研修では、人権学習についての研修だけでなく、教師も児童も人権感覚を高めるための方策について検討をし、教育活動につなげられた。また部落差別についての捉え方や教え方も学べた。人権学習にどう取り入れるかについても、特に6年については毎時間事前と事後に教材研究を行い、より児童の理解と考えが深まる学習を展開できた。	・生徒指導、人権教育、道徳等各領域の校内研修 ・いじめ防止対策推進法や本校のいじめ防止推進計画の共通理解 ・地域連携の強化・深化
保護者への啓発等	・学校だよりや学級だより、指導部だより「はすのは」等のたよりを発行し、学校での取組を広く伝えた。 ・PTA主催で人権講演会を行い、児童の人権感覚の向上を図った。また、各学級年間2回以上の道徳及び人権学習の授業参観を行った。 ・人権ふれあいセンター堀会館や堀児童館と連携し、いじめアンケートを含めて児童の実態を情報共有した。	・たよりを通して、出来事や学校としての捉え、また保護者と共に取り組むことを発信できた。問題事象の減少につながっていると考えられる。 ・人権講演会や人権集会、授業公開には、保護者や地域の方にご参観いただき、学習内容の深化につなげられた。 ・地域との連携を深め、みんなで子どもを育てる意識を高めることができた。	・たよりの発行 ・「大正小学校いじめ防止基本方針」の保護者への説明 ・アンケート結果の公表 ・いじめ防止の学校の取組、啓発 ・授業公開。特に人権学習については前後に研修会 ・人権講演会や人権集会の実施 ・いじめ防止推進計画を受け、より有機的な地域との連携

5 教職員研修

(1) 令和5年度 いじめ問題・体罰に係る教職員研修の実施回数等

	教職員 研修	人権学習 授業研
実施回数	9	1
時間数	8.5	

(2) 教職員研修の概要(研修実績)

実施月	時間数	テーマ	具体的内容(講師名含む)
4月	1	生徒指導	いじめ対応、学校いじめ防止基本計画の共通理解 コンプライアンス遵守
4月	1	人権教育 教育相談	年度当初方針の共通理解 本校の人権教育
4月、9月、3月	2	生徒指導	児童理解研修
8月	1.5	生徒指導	アンケートの結果分析による実態把握 コンプライアンス遵守
8月	1	人権教育	人権学習のあり方 人権風土あふれる学校づくりについての取組について
11月	1	人権教育	人権学習指導案検討 人権学習事後研究会
1月	1	生徒指導	アンケートの結果分析による実態把握 年度のまとめや来年度に向けた方策 基本計画の見直し

(3) 令和6年度 いじめ問題・体罰に係る教職員研修の実施回数等

	教職員 研修	人権学習 授業研
実施回数	9	1
時間数	8.5	

(4) 令和4年度 教職員研修計画の概要(計画案)

実施月	時間数	テーマ	具体的内容(講師名含む)
4月	1	生徒指導	いじめ対応、学校いじめ防止基本計画の共通理解 コンプライアンス遵守
5月	1	人権教育 教育相談	年度当初方針の共通理解 本校の人権教育
4月、9月、3月	2	生徒指導	児童理解研修
8月	1.5	人権教育	人権を大切にする取組について コンプライアンス遵守
8月	1	人権教育	人権学習のあり方 人権感覚育成研修
11月	1	人権教育	人権学習指導案検討 人権学習事後研究会
1月	1	生徒指導	アンケートの結果分析による実態把握 年度のまとめや来年度に向けた方策 基本計画の見直し

6 令和5年度において、学校で使用了「いじめ問題指導事例」及び「いじめ問題指導案」を添付すること。